

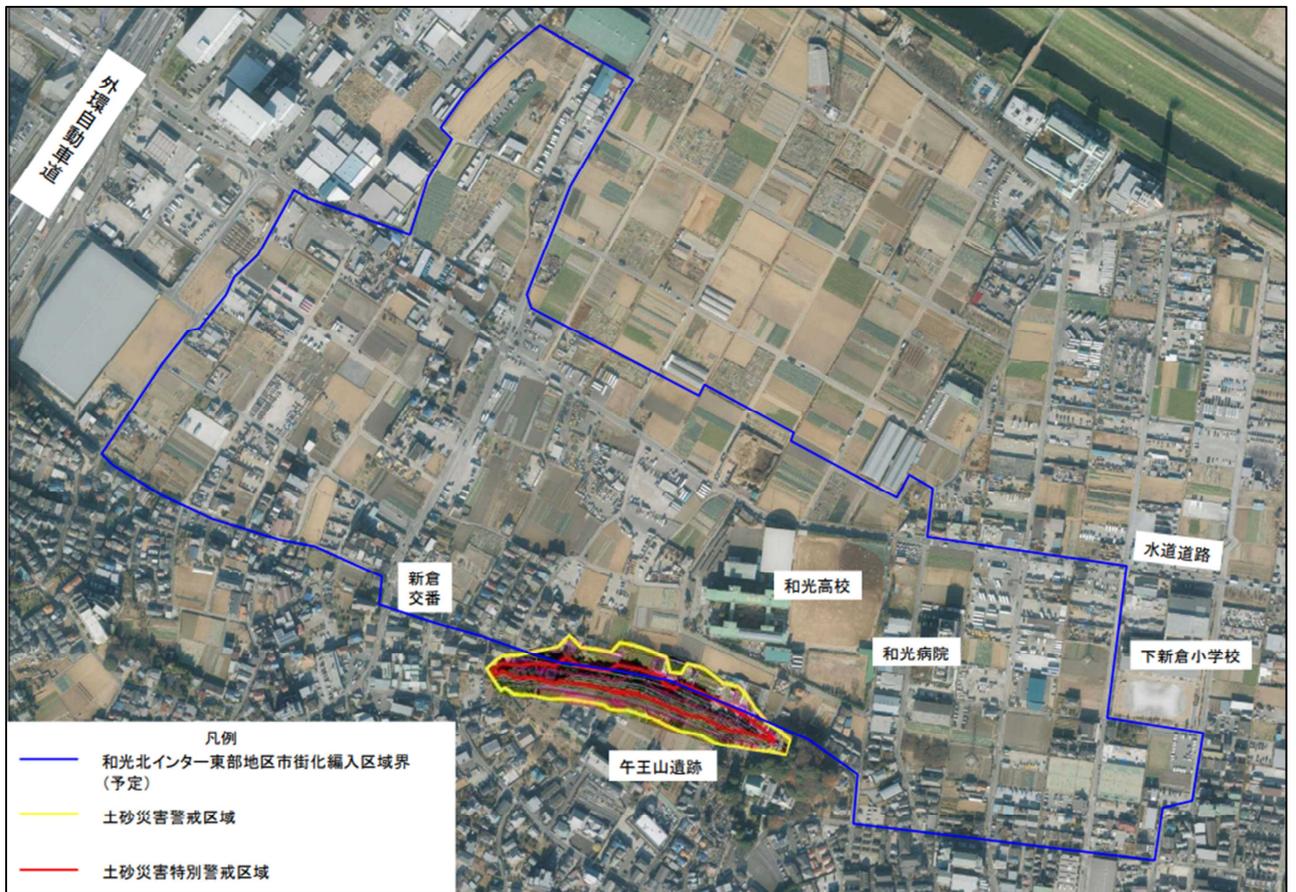
史跡午王山遺跡概要

所在地 和光市新倉 3 丁目 2831 番 1 外 105 筆(追加指定を含む)

指定面積 15,765.6 m²(追加指定を含む)

午王山遺跡は、荒川を臨む独立丘陵上に位置する主に弥生時代中期後半から後期後半までの集落遺跡です。弥生時代後期には大規模な環濠集落として展開されていたことが明らかになっています。令和 2 年 3 月 10 日に国指定史跡となりました。

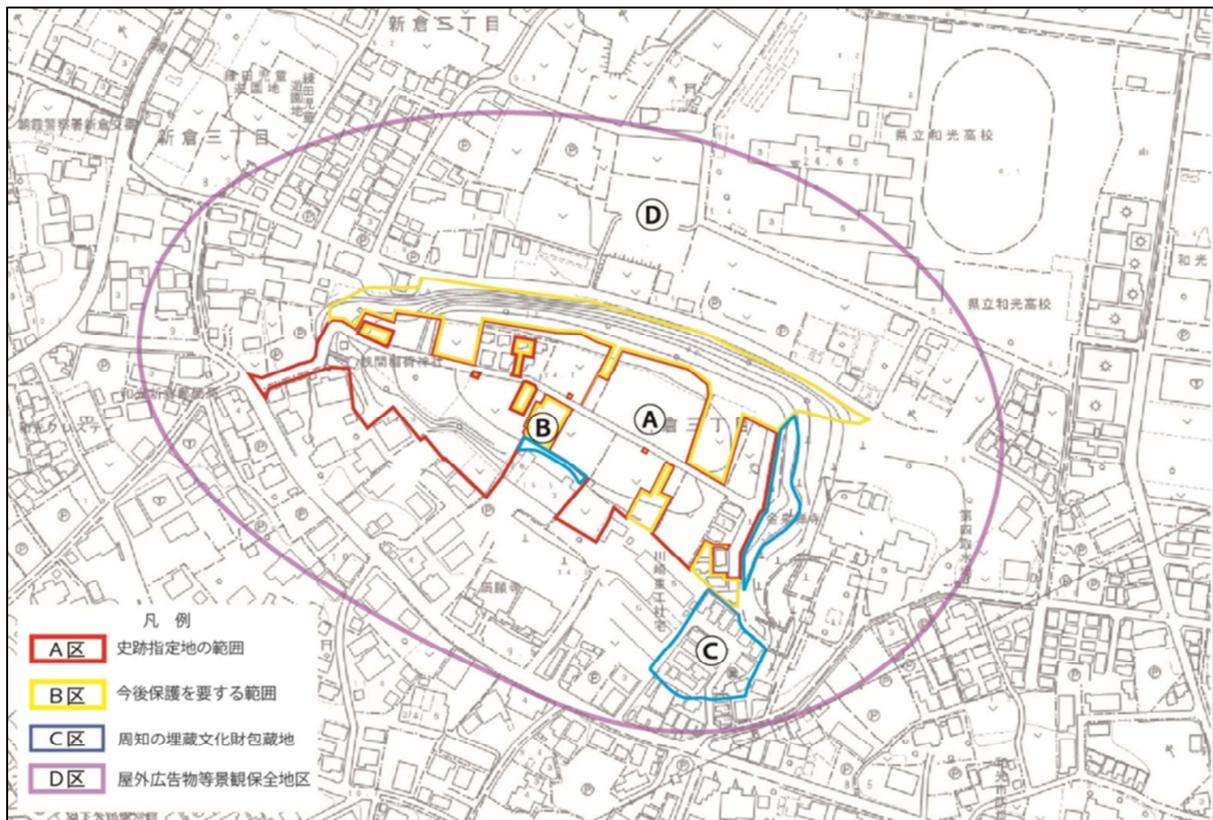
出土土器には、中部高地(長野県・群馬県)系の岩鼻式土器、南関東系の久ヶ原式土器、東海東部(静岡県西部天竜川以東地域)の系譜を持つ下戸塚式土器の 3 系統が確認されています。また、銅鐸形土製品や土鈴、帯状円環銅釦などの祭祀品も検出しており、南関東を代表する弥生時代の集落遺跡として有名です



午王山遺跡保存活用計画とは、午王山遺跡を地域の多様な自然的・歴史的景観と調和共存する持続可能で未来に繋がる史跡とするために、適切な保存・活用の方針を定め、実現するため方法を策定することを目的とした計画です。令和 4 年 4 月 1 日の施行を目指して、現在生涯学習課が、策定中となっています。

午王山遺跡保存活用の方向性

地区区分図(現在調整中であり、資料が変更となる可能性があります。)



A区

A区は文化財保護法によって史跡指定された地区であり、原則として史跡の保存・活用を目的とするもの以外は現状変更を認めていません。

B区

B区は、今後将来にわたって保護を要する区域であり、土地所有者等から理解を得て、引き続き追加指定をはかり、公有地を目指すものです。

C区

C区は、史跡が立地する独立丘を囲む周辺地であり、史跡の本質的価値に影響を与える地区です。地区内には史跡と関連した遺構や遺物が存在する可能性があり、調査等で発見された場合は、その取扱について慎重に検討する必要があります。

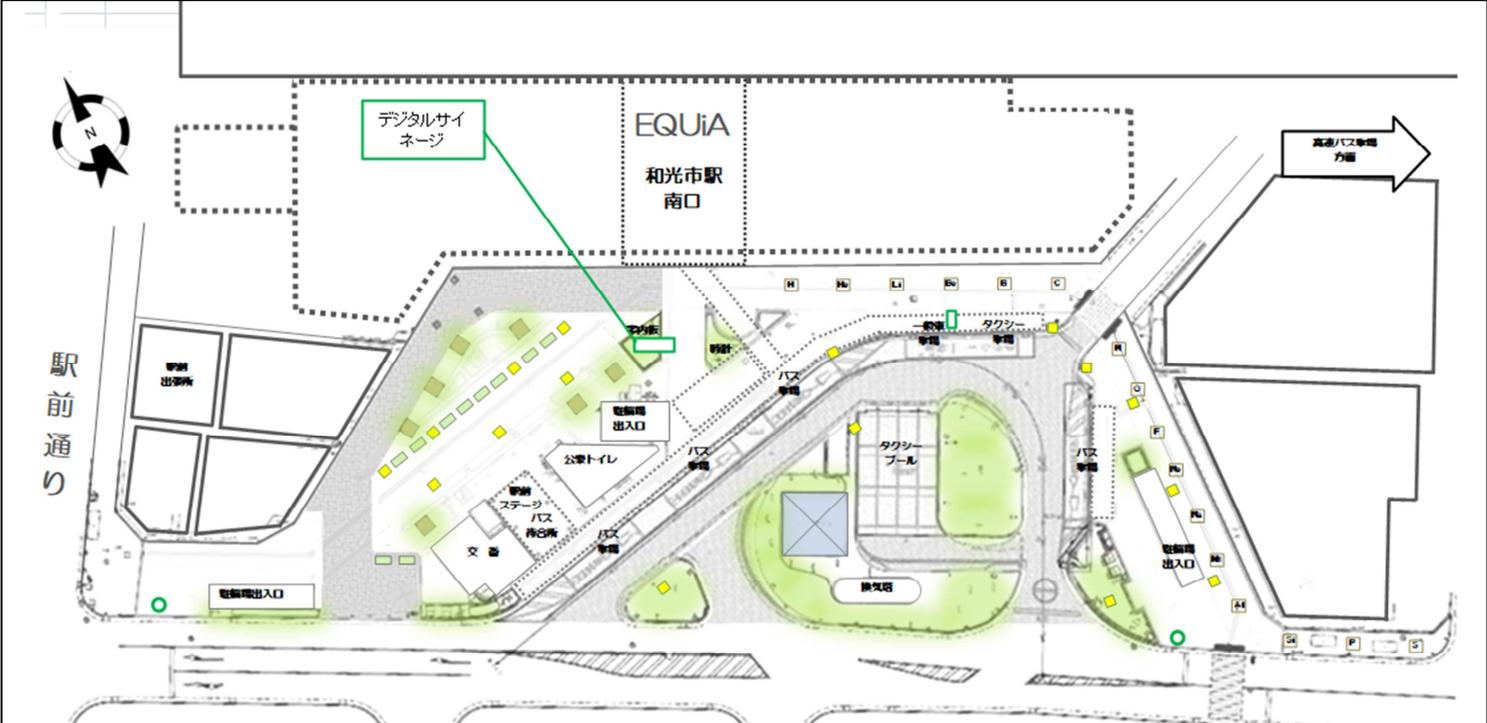
D区

D区は、午王山遺跡が立地する独立丘の裾から概ね 100m の周囲です。午王山の周辺は、北側の市街化調整区域を除くとほぼ宅地化が進んでいます。北側については、独立丘からの眺望や独立丘の姿が確認できる地域であり、今後もこの景観の保全を図ります。また、宅地されている地域についても、高層建物などで史跡の視認性を妨げることは望ましくありません。今後は史跡にふさわしい景観形成を図っていく必要があります。

課題

午王山遺跡が立地する独立丘の裾から概ね 100m の周囲である D 区において景観保全が示されていますが、埼玉県屋外広告物条例では、法的な拘束力がありません。

和光市駅南口前広場概要



課題
昨今の厳しい財政の現状や社会情勢の変化に対応するため、広告収入を利用することにより、公共公益施設の効率的管理を図ることが求められていますが、埼玉県屋外広告物条例では駅前広場に屋外広告物を出すことが禁じられています。

■条例策定の目的

- ・ 午王山遺跡が国指定史跡となり、史跡活用において【史跡周辺を含めた景観保全】を目的とする。
- ・ 駅前広場における広告物規制の一部緩和による【管理費削減】を目的とする。

■条例の主な内容

- ・ 既存法令である「県条例」の内容に下記項目を追加
 - ①屋外広告の禁止区域に「午王山遺跡の周囲100m」を追加
 - ②禁止区域における適用除外に「広告収入を公共施設の設置や管理に充てる場合」を追加
- ※参考資料 新座市屋外広告物条例のしおり,越谷市屋外広告物条例のしおり

■策定手順

上位計画や関連計画の策定・改訂に基づいて条例策定を行う

